

吉備中央町 公園施設長寿命化計画

2023 年 3 月

吉備中央町 吉備高原都市事務所

1. 都市公園整備状況

(2023 年 2 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
4	16.33ha	15.56 m ²

2. 計画期間（西暦） [2023 年度～2032 年度（10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4

②選定理由

（計画対象公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」とする。）

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
96	7	72	13	3	1	17

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
189	-	-	398

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、吉備高原都市事務所による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。
この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本町の公園は設置から 30 年以上経過した公園が約 3 割を占め、10 年後には約 6 割に達する見込みである。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきている。今後は、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定だが、本計画については町民から施設の補修、もしくは更新の要望が多数出ているため、管理対象公園全てを計画対象公園とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2022 年 10 月から 2022 年 11 月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、管理区分の区別なく 398 施設において、予備調査・健全度調査を実施し、調査により把握した劣化・損傷状況に基づき、健全度判定・緊急度判定を行った。

2. 遊具等

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき点検を行った。

3. 各種設備

該当施設なし。

(施設)

個別施設	小計	健全度判定				備考
		A	B	C	D	
a. 一般施設	373	93	122	153	5	D判定は現地にて利用禁止措置を図った
c. 土木構造物	6	2	2	2	0	
d. 建築物	6	0	0	6	0	
b. 遊具等	13	0	3	9	1	D判定は現地にて利用禁止措置を図った
計	398	95	127	170	6	

図 健全度判定の結果

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

(施設)

個別施設	小計	緊急度判定		
		低	中	高
a. 一般施設	373	215	153	5
c. 土木構造物	6	4	2	0
d. 建築物	6	0	4	2
b. 遊具等	13	3	9	1
計	398	222	168	8

図 緊急度判定の結果

なお、健全度・緊急度判定の結果に基づき、その劣化・損傷毎に長寿命化対策内容の検討を行い、その整備時期の検討の際は、緊急度による整備時期の検討に用いる考慮すべき事項の設定を行った。

考慮すべき事項は、公園施設の「健全度」並びに「使用見込み期間の超過率」の状況より設定した。

緊急度	基準
中	・使用見込み期間が90%未満のもの ・健全度C判定の施設のうち、使用見込み期間の設定がない施設※土等
高	・健全度C判定の施設のうち、既に使用見込み期間の超過率が90%以上の施設 ・健全度D判定の施設

図 考慮すべき事項の設定

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持管理（清掃・保守・修繕）と日常点検は、吉備高原都市事務所により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、維持管理、補修・改修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、吉備高原都市事務所によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を検討する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

点検の結果、使用不可となる施設の劣化や損傷を把握した場合、直ちに利用禁止の措置を行う。

同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修・改修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

法で定める年1回実施する定期点検や保守点検の結果を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

事後保全・予防保全の類型は、施設の規模・構造等を考慮し設定を行い、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の一定規模以上の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

b. 遊具等、e. その他設備等

日常点検及び年1回実施する定期点検や保守点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

定期点検や保守点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修・改修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等（延床面積が100㎡以上）

延床面積が特定建築物に該当する施設は、法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、その結果を健全度調査として活用する。また、その劣化・損傷状況や指摘事項、経過年数に基づき、建築物の補修・改修等の長寿命化対策、もしくは改築を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

維持管理（清掃・保守）と日常点検で公園施設の健全度の把握を行っていく。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の維持管理（修繕）、補修・改修、更新等の長寿命化対策を行う。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

舗装については、劣化や損傷が顕著（舗装面積の1/2以上等）となった段階で、施設（箇所）毎に判断し、仕様の変更等を検討したうえで更新等の長寿命化対策を実施する。

備考）点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

※別添「公園施設長寿命化計画調書」には、健全度の結果に関わらず予防保全型管理とした施設、健全度C・D判定である事後保全型管理の施設を計上した。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	64,701 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	30,060 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	34,641 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	6,470 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園において、予防保全型管理とした施設の10年間のライフサイクルコスト削減額は、840千円である。

備考）ライフサイクルコストの削減額等を記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

○次回以降の健全度調査の結果等が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
○見直しの際は、公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を行う。